

十島村公告第 35 号

職員の任用に関する規則第 3 条の規定により、令和 7 年 4 月 4 日付け十島村
広告第 19 号で実施することとした十島村職員に係る採用試験を改め、次によ
り実施することとした。

令和 7 年 7 月 29 日

十島村長 久保源一郎

令和 7 年度十島村職員採用試験（随時募集）実施要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
一般職（建築技師）	十島村役場（鹿児島市泉町 14-15）	各 1 名
一般職（情報通信）		
一般職（畜産技師）		
看護師	十島村立診療所（十島村内）	1 名
船員（甲板部）	定期船（フェリーとしま 2） 鹿児島～十島村～名瀬航路	若干名
船員（機関部）		

※ 採用予定者が採用予定人員に達した場合、募集を終了する場合があります。（既に申し込まれている場合は、応募書類の返送又はメールにてお知らせします。）

2 受験資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、次の(1)～(3)に該当する者のうち、希望する職種の要件に該当し、(4)の①～④に該当しない者

(1) 一般職（建築技師、情報通信、畜産技師）

一般職は、学校教育法に基づく高等学校又は修業年限 3 年以上の高等課程の専修学校（以下「高等学校」という。）を卒業（短大、大学、大学院を卒業した者を含む。）した者（以下「**学歴要件**」という。）で、次の各号に掲げる要件によるものとする。

① 一般職（建築技師）

平成元年 4 月 2 日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 建築技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、建築技術に関する実務経験を5年以上有し、技術職員としての知識・技能を有する者

② 一般職（情報通信）

平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 情報通信技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、情報通信技術に関する実務経験を有し、技術職員としての知識・技能を有する者

③ 一般職（畜産技師）

平成元年4月2日以降に生まれた者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 畜産の技術に関する高等学校以上の学科を専攻し、技術職員としての知識・技能を有する者、又は令和8年3月末日までに専門課程を履修見込みである者

イ (1)の「学歴要件」を満たした者で、畜産の技術に関する実務経験を5年以上有し、技術職員としての知識・技能を有する者

(2) 看護師

看護師の資格を有し、実務経験がある者（年齢制限はしませんが、60歳を超える者は、会計年度任用職員での雇用となります。）

(3) 船員

昭和57年4月2日以降に生まれた者で、次の各号の示す要件に該当する者であること。

① 甲板部（航海士又は航海士候補若しくは甲板員）

年齢要件を満たす者で、次のア～ウのいずれかに該当する者であること。

ア 海技免許（航海）4級以上の資格を有すること。

イ 船員を養成する学科を専攻し、航海士としての知識・技能を有すること又は令和8年3月末日までに専門課程を履修見込みであること。

ウ 高等学校等を卒業した者又は卒業見込みの者で航海士若しくは甲板員を志望する者

② 機関部（機関士）

年齢要件を満たす者で、次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 海技免許（機関）4級以上の資格を有している者

イ 船員を養成する海技関連の教育機関を令和8年3月に卒業することに加え、卒業時に海技免許（機関）4級以上の資格を取得する見込みの者

(4) 次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

① 日本の国籍を有しない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受け

ることがなくなるまでの者

- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考試験の日時場所

- (1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査
- (2) 1次審査
 - ① 日時 申込状況に合わせて村が指定する期間
 - ② 試験場 WEB試験
- (3) 2次審査
 - ① 日時 1次試験受験後、合格者に案内します。
 - ② 試験場 十島村役場会議室（予定）

4 合格発表

- (1) 書類審査 各人に1次審査（WEB試験）の受験を案内します。
- (2) 1次審査 各人に文書で通知します。
- (3) 2次審査 各人に文書で通知します。

5 選考方法

- (1) 書類審査 書類審査
- (2) 1次審査
 - ① 一般職 事務能力検査、情報分析能力測定、職場適性検査
 - ② 看護師 事務能力検査、職場適性検査
 - ③ 船員 事務能力検査、職場適性検査
- (3) 2次審査 口述試験

6 受験手続及び受付期間

書類、又はWEBから申し込んでください。

(1) 書類での申し込み

- ① 申込書の請求先、提出先及び問合先
十島村役場総務課総務係
〒 892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号
TEL (099)222-2101
各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。
(郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きしてください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

- ◇ 職員採用試験受験申込書
- ◇ 履歴書・身上書（写真貼付）
※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けないで正面上半身を撮影した縦4.5cm横3.5cmのものとします。
- ◇ 面接カード
- ◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書

- ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。
- ・ 保存期間後で証明できない場合、その旨の証明書を添付ください
- ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効
- ◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書
 - ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。
 - ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効
- ◇ 看護師・船員は、資格証書の写し（取得見込みの者は除く。）

(2) WEBでの申し込み

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/VaJegmBt>

QRコード（QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です）



(3) 受付期間

- ① 随時募集を締め切るまでの期間
- ② 本庁での受付時間 午前9時から午後5時（日曜日、土曜日及び祝日を除く。郵便等可。）
 - ※ 郵便等で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず配達されたことが確認できる方法でお送りください。

7 給与等

十島村職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

(1) 前年度実績

- ① 高等学校卒業者基本給 月額 189,000 円
経験年数により算定（10年経験者月額 247,500 円）
- ② 通勤手当 定期券又は距離により算定（上限 150,000 円）
- ③ 住居手当 家賃額により算定（上限 28,000 円）
- ④ その他手当 時間外手当、特殊勤務手当等
- ⑤ 期末勤勉手当 最高年 4.6 月分
- ⑥ 退職手当 年数により算定（最高 47.7 月分（定年 35 年勤務））

(2) 待遇

- ① 休暇 土・日祝日、年末年始休暇
- ② 有給休暇 年間 20 日（初年度月割）、他特別休暇あり
- ③ 保険補償等 市町村共済保険、公務員災害補償
- ④ 海技免許取得助成制度 必要な免許・資格の取得については、十島村が定めた規定に基づき、免許取得・講習にかかる費用、交通費等の一部を助成する村の制度があります。

8 採用予定年月日

令和8年4月1日（職種によって随時採用あり。早期着任を優先。）